令和８年（フ）第１５４号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティＡ号棟1705号
破産者　岡本　晴樹
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０８号
神戸市垂水区名谷町字北野屋敷3052番地の２　ライブオーク107号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字室山1400番地の106　ルイシャトレ垂水壱番館804号
破産者　髪剪處春日野道店こと　羽佐田　竹識
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２７号
神戸市北区南五葉１丁目１番１―909号、従前の住所神戸市北区唐櫃台２丁目25番１―506号
破産者　中山　美鈴
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１７号
奈良県桜井市大字桜井1259番地　エルト桜井１号館811号室
破産者　鶴飼　和幸
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２３号
島根県出雲市大社町杵築西1895番地８
破産者　川下美津子
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６号
島根県出雲市白枝町845番地２　ボヌール・エムセゾン201、旧住所広島県呉市神山１丁目18番14号
破産者　岡田　芳明（旧姓小銀）
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第２２号
島根県大田市大田町大田口1103番地５　ビレッジハウス大田１―406、旧住所名古屋市千種区橋本町１丁目42番地の２　Ｓｈａｒｅ―ｈｏｕｓｅ本山猫洞
破産者　宮部　真美
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第１１号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目561番地17
破産者　菅原ひとみ
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２０号
北海道室蘭市東町４丁目１番５―714号、前住所北海道夕張郡長沼町銀座南２丁目２番１―201号
破産者　福原小百合
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第４４号
函館市昭和４丁目37番１号　キャトルセゾンＤ棟　102、破産手続開始決定時の住所函館市昭和４丁目46番９号　ラ・ブランベル１101
破産者　渡邊　克哉
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第９６号
函館市安浦町38番地３
破産者　川口　勝昭
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２６号
北海道帯広市西５条南35丁目１番地８　Ｂ５―２・201号室
破産者　天野　汐里
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７２号
北海道河東郡音更町ひびき野東町１丁目９番地５　ロイヤルハイツ２―Ｂ
破産者　今野　　航
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７７号
北海道帯広市西11条南31丁目19番地２　ルミエール102号室
破産者　平尾　隆幸
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第３６９号
青森市橋本２丁目３番６号、申立時の住所青森市浪打１丁目12番13号
破産者　福山　光範
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０５号
青森市大字油川字浪岸23番地１　小山内くによ方
破産者　若松　京子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３４号
青森市小柳５丁目17番８号　ＴＡＰパークサイド101号
破産者　高橋　松雄
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
岩手県奥州市江刺岩谷堂字反町361番地１　グループホーム鐘の鳴る丘スミレホーム　居室番号６番地、破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市江刺南町７番１号　グループホーム鐘の鳴る丘南町
破産者　今野　征二
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部